

## 岩手県立南昌みらい高等学校新設体育館整備について

(1) 事業の内容

南昌みらい高等学校新設体育館の建設については、令和3年から、岩手県教育委員会と矢巾町が「共創プロジェクト」として検討委員会を立ち上げ、岩手県教育委員会が主催となって、検討委員会3回、ワークショップ3回、地元住民説明会5回を開催し進めてきた事業です。

新設体育館は、学校の授業や部活動が行われない時間帯には、一般へ開放し、町民も利用できる施設として整備するもので、アリーナの他にトレーニングルームやボルダリングができる施設として計画されておりました。

(2) 事業の経緯

令和6年5月30日に岩手県教育委員会と覚書を締結しましたが、覚書には具体的事項の規定がなく、詳細な内容を明記した協定書や契約書を取り交すことなく建設の工事が発注になったものがあります。

(3) 双方の見解

## ① 岩手県教育委員会

「覚書」のとおり、体育館建設について、進めていく。

体育館整備に伴う工事請負契約の解除による損害賠償請求を矢巾町に求める。

## ② 矢巾町

「覚書」には、具体的な土地の利用手続きや申請手続き、建設費用、運営費用、リスク分担など重要事項についてなにも決定されない。協定や契約書等を締結すべきである。

岩手県教育委員会教育長に対して、矢巾町長とトップ同士の協議について、再三再四、要望してまいりましたが、これに対して、一切回答もなく、協議が開催されず、さらに地元住民説明会について、本町との統一見解により開催してほしい旨の要望も2回ほど通知しておりましたが、開催されることはありませんでした。

(4) 現在の状況

岩手県教育委員会教育長は、矢巾町との協議もなく、令和7年10月3日開催の岩手県議会本会議で「南昌みらい高等学校の建設については、県独自で県有地(南昌みらい高等学校のグラウンド)に建設する」との、突然の発表がありました。

このことを受け、矢巾町として、岩手県知事、岩手県議会議長に対して、「抗議する旨の内容」と本事案の問題を解決するため、「第三者合同調査委員会の設置要望」について文書にて通知しておりました。

しかしながら、このことについて、何ら回答が無く、岩手県教育委員会教育長から「覚書の解除」、そして県知事から「損害賠償に係る請求」の通知があり、令和8年3月23日までに回答するよう求められました。

本町としては、覚書を根拠として費用負担の債務は生じないものと考えていることから、県知事から通知があった損害賠償請求については、一切応じることはできないところであり、現在、矢巾町は、本内容について弁護士を代理人として対応している状況です。